

漁場争論からみる近世・明治前期の博多湾内海漁業 ：箱崎浦庄屋・大庄屋山崎家文書を中心に

梶嶋，政司
九州大学附属図書館記録資料館：助教

<https://doi.org/10.15017/1960028>

出版情報：九州文化史研究所紀要. 61, pp.105-130, 2018-03-30. Manuscript Library, Historical Records Section, Kyushu University

バージョン：

権利関係：

漁場争論からみる近世・明治前期の博多湾内海漁業

— 箱崎浦庄屋・大庄屋山崎家文書を中心に —

梶 嶋 政 司

はじめに

博多湾の内海漁場については、「寒中海底ノ冷氣強ク大洋より魚不入込十月頃より翌二月頃迄ハ渾テ網漁止業」と言われるように、冬場は外洋からの魚の回遊が減り網漁が出来ない上、「内海浅海」であることから「平常小漁事ノミ」という状況であった。⁽¹⁾これは明治期の記録によるものであるが、こうした内海漁業の状況は近世以来のものであったと思われる。

本研究の問題関心は、常日頃は小漁事中心の漁業を行い、冬場には魚が少なくなる博多湾の内海漁場において、浦々はいかにして限られた水産資源を確保し、漁業従事者はどのような暮らしを立てていたか、というところにある。このような問題を考えていく最初の作業として、本稿では博多湾内海漁場の入会漁業に着目してみたい。入会漁業とは、海面を共同に利用収益するという意味であろうが、博多湾の内海漁場において、入会漁業がいかなる経緯で成立していったのか、近世から明治前期までを視野に、検討することを目的とする。その際、漁場争論を手がかりとして作業を進めていくことにする。漁場をめぐる浦と浦との争いの過程を詳細に追っていくことで、入会漁

場秩序の一端を明らかに出来るかと考えるからである。主に箱崎浦庄屋・大庄屋山崎家文書⁽²⁾を利用してゐる。

論を進めていくなかで、網や縄や釣などの漁法が度々出てくるため、最初に『福岡県漁業誌』⁽³⁾から、筑前地方の浦の網漁、長縄漁、釣漁その他の漁法を一覧表にしてみよう(表1)。これを見るだけでも、多様な漁法があつたことをうかがうことができる。

一、近世博多湾における内海漁業

(1) 内海漁場と箱崎浦

近世の博多湾内には、内海を漁場とする六つの浦々(奈多・箱崎・博多・福岡・伊崎・姪浜)が図1のように点在していた。このうち箱崎浦については、天明五年(一七八五)の書上によれば、竈数六九軒、人高は三六九人となっている。漁業は網漁が中心で、漁船三九艘のほか二艘の商船があつた。あざり貝、海藻類などを産し、牡蠣の育成も行われていた。⁽⁴⁾明治四年(一八七二)の人高は六五四人を数えており、一八世紀末から一九世紀後半にかけて箱崎浦では人数が倍増している。明治五年の

表1 『福岡県漁業誌』にみえる筑前国の漁法

<p>(網漁)</p> <p>カナキ網、カナキ二艘引網、夜地引網、地引雑魚網、田作網、地引網、手繰網、鰯地引網、鰯沖引網、鯛網、^{コノシロ}鯨引網、^{ボラ}鯨曲網、^{サワラ}鯨網、^{アゴ}鯨流網、^{メバル}鯨建網、^{シイラ}鯨流網、^{イカ}烏賊曲網、^{サヨリ}鱧網、^{カマス}梭魚網、^{タナゴ}鱖網、^{アジ}鯷引網、^{スズキ}鯰網、^{フナ}建網、^{メバル}鯨建網、^{シイラ}目張建網、^{ホウゴ}帆立貝網、海鼠網、八駄風呂敷鯖網、八駄鯖網、大敷網、鮫大敷網</p> <p>(長縄漁)</p> <p>鯛長縄(於呂島)、^{エイ}海鶴魚長縄、小鯛長縄(於呂島・姫島・大島海等)、^{フカ}鯨長縄、アラアコ長縄(於呂島・姫島海等)、^{メバル}鯨長縄、トヲヘイ長縄、^{メバル}鯨・^{シイラ}鰯挽縄</p> <p>(釣漁)</p> <p>烏賊釣、鯖釣、鯰挽緒、小釣、竿釣</p> <p>(その他)</p> <p>^{タコ}章魚漬 ^{サマ}馬鮫魚銚、^{サワラ}海鶴魚・^{アワ}鯨・^ベ鯨銚、石決明銚 石決明海女漁</p>

出典 『福岡県史 近代資料編 農務省・漁業誌 附録絵馬』(福岡県、1982年)所収



図1 博多湾の浦々

『諸店御免札運上銀志荷振売市中振売運上銀書上控』を見ると、漁業以外にも雑穀・白土焼・竹小売・小売酒・質・豆腐作・髪結床・風呂場・魚店・魚問屋・野菜店などの諸商売があった。⁽⁵⁾

天保二年（一八三一）の立網持中の口上書によれば、箱崎浦では元々一軒の立網株⁽⁶⁾があったが、次第に分家をして網元の軒数が増えていること、小網持中が余計に網を増やして違法な操業を行い、その結果、立網持中は甚だ難儀をしていると述べられている。⁽⁷⁾ 安永五年（一七七六）の立網持（網元）は一人とあること⁽⁸⁾から、箱崎浦では近世後期に網元の分家が進むと同時に、小網持による漁業が増えてきたと考えることができる。

立網に博多の底網が引つかかるといった、他の浦の網漁とのトラブルも天保期には起きていた。⁽⁹⁾ 近世後期から幕末期の博多湾内海漁場では、限られた網代をめぐって浦々の漁師が競合して網漁を行っていたと考えられる。

こうした博多湾の内海漁業が古くから成立していたであろうことは、例えば天正四年（一五七六）の年紀をもつ言上書の写から推し量ることができる。⁽¹⁰⁾ この言上書は、寛文九年（一六六九）の奈多浦との漁場争論の際に箱崎浦から提示されたものであるため、利用にあたっては一定の史料批判が必要と思われるが、近世初期の博多湾における漁業の様子を伝えるものとして貴重であろう。⁽¹¹⁾

近世博多湾の内海漁業については、山崎文書のなかに幾つかの漁場争論に関する史料が残されている。表2は博多湾内海漁場における主な争論関係史料を一覧したものである。以下では、これらの争論を手がかりに、近世博多

表2 近世博多湾内海漁場をめぐる秩序形成

No.	時期	表題	主体	典拠
1	明暦元年(1655) 8月6日	奈多浦之内ニ慮外仕候 段御理り申上候詫状	箱崎浦、奈多浦	『福岡県史近世資料編福岡 藩浦方(一)』p.254・255
2	寛文9年(1669) 8月22日	内海にて奈多浦網引不 申様御願申上ル事	箱崎浦、奈多浦	『福岡県史近世資料編福岡 藩浦方(一)』p.259~261
3	元文5年(1740) 3月	御証文写	福岡、博多、箱崎、 姪浜、奈多	『福岡県史近世資料編福岡 藩浦方(一)』p.273・274
4	寛保2年(1742) 4月11日	当浦内海漁仕候分書上 申事	奈多浦	『福岡県史近世資料編福岡 藩浦方(一)』p.280
5	安永4年(1775) 9月29日	柳町葛屋惣左衛門立網 漁御理り申書物之事	柳町	『福岡県史近世資料編福岡 藩浦方(一)』p.390・391
6	安永5年(1776) 11月~12月	乍恐箱崎浦甚三旅漁御 願申上ル口上之覚/箱 崎浦網持中申上ル口上 之覚/書物之事	箱崎浦(網持中・ 旅網)	『福岡県史近世資料編福岡 藩浦方(一)』p.397~400
7	安永6年(1777) 正月	箱崎浦百性中〔乍恐〕 奉頼上口上之覚	箱崎浦	『福岡県史近世資料編福岡 藩浦方(一)』p.402~404
8	寛政6年(1794) 6月	奈多浦鯛・蛸貝之外漁 事不仕様箱崎浦口上之 覚案文	箱崎浦	『福岡県史近世資料編福岡 藩浦方(一)』p.496・497
9	寛政10年(1798) 6月	内海漁場入会につき仰 渡	姪浜、博多、箱崎	九大山崎文書7-29
10	天保2年(1831) 11月	箱崎浦立網持中乍恐奉 申上口上覚	箱崎浦(立網持中・ 小網持中)	『福岡県史近世資料編福岡 藩浦方(一)』p.394~396
11	天保12年(1841) 5月	遊漁御達書控	伊崎浦	九大山崎文書2-7
12	天保13年(1842) 3月	伊崎浦源右衛門乍恐御 願申上候口上之覚	伊崎浦	福岡市博山崎文書23/九 大山崎文書7-18
13	天保13年(1842) 3月	右御取調之節姪浜浦よ り上申ノ写	姪浜浦	九大山崎文書7-18
14	[天保13年(1842)] 寅11月14日	博多船改役末次與四郎 書簡	箱崎浦堅網持中、 博多津底網	福岡市博山崎文書66-2
15	天保14年(1843) 6月3日	遊漁御達書控	伊崎浦	九大山崎文書2-7
16	天保期	旧藩浦役所掛合状写	伊崎浦	九大山崎文書7-13
17	安政2年(1855) 8月	箱崎浦堅網持中乍恐奉 願上口上之覚	箱崎浦堅網、博多 底網	九大山崎文書6-3
18	安政5年(1858) 7月	御達書	箱崎浦堅網、姪浜 地引網	福岡市博山崎文書39
19	慶応2年(1866) 3月	箱崎浦地曳網持中乍恐 御願申上ル口上之覚	箱崎浦地引網、奈 多浦さより縄漁	福岡市博山崎文書49

湾における内海入会漁業の成立の過程を見ていくことにしたい。

(2) 奈多浦と箱崎浦

博多湾の内海漁場をめぐることは、近世前期から中後期にかけて箱崎浦と奈多浦との間で度々争論等が起こつてゐる(表2参照)。確認できる最初のもは明暦元年(一六五五)八月に箱崎浦から奈多浦へ提出された詫状である。「奈多浦之内ニ参り、奈多之衆見付被申候鰯を無理ニ網たて」とあるように、箱崎浦の鰯網船が奈多浦の漁場において強引に鰯漁をおこなつたことについて詫びを入れたものである。鰯漁をめぐる箱崎浦と奈多浦の争論は寛文九年(一六六九)八月にも発生している。

八月一六日、和白村の沿海に鰯が見えたので、箱崎浦の網船が沖から和白沿岸へ網を引いていたところ、奈多浦の者どもが一斉に船を出し、箱崎浦の網に入った鰯を追い出し、網をめぐらし鰯を奪い取つた。奈多浦の者はさらに、箱崎浦の七郎兵衛と正左衛門の網に強引に船を入れて鰯を奪い取つたり、孫兵衛と市郎右衛門が捕獲した鰯を大勢で掠め取るなどの狼藉を働いた。

これに対し箱崎浦は八月二二日付の口上書を提出する。提出された口上書によれば「内海之儀ハ何方ニても、箱崎・博多・福岡・姪浜、入乱ニ網を引申候、取置き箱崎浦之儀は、西風北風之時は当浦前ニて網引申事一切難成所ニて御座候間、先年よりおく和白尻・唐原尻ニて引来申候」とあり、内海では箱崎をはじめ、博多・福岡・姪浜の各浦々が入り交じつて網漁を行っていること、特に箱崎浦の場合、西風と北風の時節、沿海で網漁を行うことが困難なため、往年より和白村や唐原村の沿海で網漁を行つて来たと述べ、鰯漁をめぐり奈多浦との争いの場となつた和白村や唐原村沿海における箱崎浦の利益の正当性を主張している。そして、こうした箱崎浦の権利については「博多・福岡・姪浜浦々之者共能存候」と、内海漁場を有する浦々の認めるところであることを強調している。

この口上書のねらいは、「奈多浦は網代外海ニ御座候へハ、内海ニて網引申事前かとハ無御座候」とあるように、外海に漁場を有する奈多浦は以前は内海で網漁を行っていなかったことをふまえて、「前々のことく内海ニて奈多浦之者共網引不申候様」と、奈多浦の内海漁業（網漁）禁止を願い出ることにあつた。なお、明暦から寛文期は、福岡藩領の浦々の漁場で境界や入会の権利をめぐる争論が頻発していることが指摘され、この時期に福岡藩の浦々では近世的な漁場の権利関係が確立したと見られている。⁽¹²⁾

近世前期における奈多浦と箱崎浦の内海鰯漁をめぐる争論がどのように決着したかについては詳らかでないが、この争論から七一年後の元文五年（一七四〇）三月に福岡藩家老連署によって出された仰渡を見てみると、その第一条に「内海大嶽・境戸崎より内、前格之通入相二漁可仕候事」とあり、内海漁場については先例通り福岡、博多、箱崎、姪浜、奈多の五浦の入会であることが、領主権力によって確認されている。この仰渡は福岡、博多、箱崎、姪浜、奈多の五浦宛となっており、福岡・博多・箱崎・姪浜とともに宛処に明記された奈多浦についても、このとき内海漁業が認められていたことがわかる。幕府の境論裁定規定が成文化される元文期に、福岡藩において博多湾の内海漁場の入会について領主権力の確認がなされていることは注目できる。⁽¹³⁾

元文五年仰渡の翌々年、寛保二年（一七四二）三月に奈多浦が御浦方役所へ提出した証文では、内海では鰯とたこ貝以外の漁をしないことを約束している。つまり、奈多浦の内海漁業とは、鰯漁とたこ漁に限って認められていたのであつた。⁽¹⁴⁾

このように、一八世紀前半には内海漁場の秩序が形成されてきたと見ることができ、そのことが新たな争論の契機となつた。次の史料は安永六年（一七七七）正月に箱崎浦から浦奉行へ出された口上書の一節である。⁽¹⁵⁾

（前略）去ル未ノ正月廿三日、なた浦よりせいこ漁致候二付、早束当浦之者共参候て、何分之儀ニて内海漁致候哉、取上ケ魚不残相渡候様申候処、なた浦彦八より当浦頭取七右衛門え申候ハ、尤之儀ニ御座候へ共、余りか

ち大クいわしと存参候処せいこにて有之候、已後ハ鰯之外何漁ニても致させ不申候間、此節ハ上揚候儀故、幸貴様被参候ニ付、少ニてもせいこくれ候様、彦八段々^(通カ)ヲ分ケ被申候ニ付、七右衛門より相談ニ加り、已後決て漁事不致候様申談、取上候せいこ高之内半分程彦八方へ遣シ、相残分当浦へ請取来り候、然所又々当月十五日、内海ニてなた浦之者せいこ漁致(後略)

これによれば、安永四年正月と安永六年正月、奈多浦の者がせいこ漁を行っている。内海における奈多浦の者によるせいこ漁は、鰯漁とたこ貝漁以外の漁をしないという寛保二年の奈多浦の証文に反する行為であることは明らかであるが、このときの奈多浦の言い分は、鰯の大群だと思つて捕獲したところ、鰯ではなくせいこ(鱸の幼魚)であつた、というものであつた。

これに対して箱崎浦がとつた対応は、安永四年正月の場合、奈多浦が捕獲したせいこを両浦で折半したているが、安永六年正月の場合では、「せいこ代錢」を箱崎浦へ渡すことを奈多浦へ要求している。内海漁場で鰯以外の魚を奈多浦が捕獲した際に箱崎浦が「魚代錢」を要求する正当性について、この史料からその論拠を読み取ることは難しいが、ここでは、内海における奈多浦の鰯漁以外の漁業が、箱崎浦にとつて「当浦渡世ニ相障」るものであつたと認識されていたことを指摘しておきたい。

さらに寛政六年(一七九四)には、「当春奈多浦漁人、向浜ニて鰯漁仕候」と、奈多浦の者による、鰯漁(鰯の若魚)が行われている。向浜は志賀島村の枝郷であり、箱崎浦からは内海を隔てた海の向こうに位置しているが(図1参照)、「居浦下ハ遠干ニて諸漁無御座、向浜を第一重之漁場ニ仕、仮成ニ渡世取続来居申」とあるように、眼前が遠浅の海である箱崎浦にとつて、向浜は最も重要な漁場であつた。それゆえに、「奈多浦より已来内海ニて右漁ニ仕候様御座候てハ、同所ハ向浜催寄方角之事故、至て漁場之自由宜敷、其上大浦之義ニて漁人も大勢、漁道具等も多ク御座候間、内海ニ廻込候鰯・鱒同浦より一同ニ取上候てハ(中略)当浦年分之漁事自然と薄ク相成候てハ、追

年次第二衰微仕、先々渡世取続難渋」と述べている。つまり、今後、奈多浦の者が多人数で十分な漁具を用いて、最寄りの向浜において自在に鰈漁を行うとなると、内海漁場に回遊してきた鰈や鱈は一網打尽となり、箱崎浦の漁業が衰退していくことが懸念されている。そこで「先例之通鰈・たこ貝之外奈多浦より於内海ニ漁事不仕様」と、奈多浦の内海漁業は鰈漁と蛸貝漁以外認めないよう歎願している。⁽¹⁸⁾

慶応二年（一八六六）にも、奈多浦の内海漁業が問題となっている。同年三月、箱崎浦の地曳網持中は、奈多浦のさより縄漁⁽¹⁹⁾禁止を願う口上書を提出した。この口上書によれば、「奈多浦より右漁事（さより縄漁…引用者注）仕候二付（中略）去春御浦御役所より同浦漁事御差留被仰付置候段ハ奉承知候処、当春二至又々出漁仕」とあるように、奈多浦の者が、一度差し止められたさより縄漁を再び内海漁場において行っていた状況が判明する。さより縄漁は「両三年新規差発り候」新しい漁業であったが、「近年さより縄漁流行二付、地曳網漁ニ相障、渡世必至と相立不申」と、奈多浦のさより縄漁によって、箱崎浦の地曳網漁が支障を来していることがうかがえる。

この歎願をうけた両糟屋宗像御郡御役所では、「寛保年中、鰈・たこ貝漁之外致不申段、奈多浦より申出」の先例をふまえ、「以後鰈・たこ貝漁之外は猥ニ致問敷旨」ことを奈多浦へ通達した。

(3) 箱崎浦と姪浜浦

内海漁業をめぐるのは、箱崎浦と姪浜浦との間でも漁場の入会が問題となっている。次の史料は寛政一〇年（一七九八）六月に浦奉行が姪浜、博多、箱崎へ宛てた仰渡である。⁽²⁰⁾

姪ノ浜

博多

箱崎

内海漁場之儀ニ付、博多・姪浜及争論候、元文五年申三月、御家老中より御渡被置候御証文ニ、大嶽・境戸崎より内、前格之通入相ニ漁可致と御文段有之候、其趣は他之抱ニて漁致来候条、違乱無之ため右御証文相渡被置たる事ニ候条、猶又此節古来より入相ニ致来候漁場之儀、重畳遂詮議候様、博多浦人ハ居所替り候迄ニて、箱崎同様之漁場ニ候得ハ、博多漁人共得勝手を申立及争論ニ候段不埒之至ニ候、此已後愛宕山下より西ノ方え、其博多・箱崎之漁人地引漁ニ罷越間敷候

致来候漁場之義ハ左之通ニ候、尤沖之漁は何方迄も入相ニ候事

一北は境戸崎より内東ノ方、南は室見川より東之方、箱崎・博多入相ニ漁可致候事

一境戸崎より西小嶽下迄、姪ノ浜・博多・箱崎入相ニ漁可致候事

一室見川東より荒戸御山下迄は、姪ノ浜・箱崎入相漁可致候事

右之趣数馬・隼人殿え相伺、依御下知相達候条、後年違乱仕間鋪者也

寛政十年午六月

永田清十郎

古野忠右衛門

本文の冒頭部分から、内海漁場をめぐって博多の漁業従事者が姪浜浦との間で争論を起こしていたことがうかがえるが、傍線部①によれば、箱崎と同じ漁場を持つ博多の漁業従事者が、我が儘を主張して姪浜浦との間で争論に及ぶことは不届きなことであり、以後は愛宕山の下から西側において博多および箱崎浦の者が地引網漁をすることが禁止された。その上で傍線部②では、北は境戸崎より東側、南は室見川の東側についての沿海は箱崎と博多の入会漁場として、同③では、境戸崎より西側、小嶽までの沿海は姪浜と博多・箱崎の入会漁場、同④では、室見川から東側、荒戸山までにかけての沿海は姪浜と箱崎の入会漁場と定められ、同⑤では、内海漁場の沖合は漁業従事者

の誰もが操業できる入会漁場であることが確認された(図1参照)。

ところが安政五年(一八五八)には、「近年箱崎浦漁人共、姪浜地方近く堅網致漁業候歟ニて、姪浜地引網漁事ニ相障、姪浜浦漁人共致難洪趣ニ付」とあるように、姪浜浦の沿岸近くにおいて箱崎浦の者が堅網漁を行い、その結果、姪浜浦の地引網⁽²¹⁾に支障を来し、人々が難儀している。

同年七月の浦奉行より箱崎・姪浜両浦への通達では、箱崎浦の者が堅網漁を行った漁場は、「箱崎漁人共よりは他浦網代之義」すなわち姪浜浦の網代であるため、「同所地引網掛り之海上は堅網漁業致遠慮」と、建網漁を差し控えるよう指示している。また、「地引網外より沖手ハ御証文通、浦々入合無差支漁事可致候(中略)堺之儀は先年被相渡候御証文通聊違乱無之様堅相守可申事」とあって、沖合が浦々の入会漁場であることと、沿海の入会漁場の境界については寛政一〇年(一七九八)六月の仰渡が先例とされていることが確認できる⁽²²⁾。

以上、二節にわたって箱崎浦と奈多浦、箱崎浦と姪浜浦との内海漁業をめぐる漁場争論の過程と、その結果確認された内海漁場の秩序についてみてきた。何れも漁業を生業とする浦と浦との争論であったが、博多湾の内海漁場では、「遊漁」の問題も起こっていた。

その一例を示しておこう。博多柳町の町人蔦屋惣右衛門は安永四年(一七七五)九月二七日に、箱崎浦の網代において堅網漁を行ったが、それが浦方に見つかり堅網を取り上げられてしまった。この一件に際して、柳町年寄藤治が箱崎浦庄屋定六へ渡した詫状によると、「惣左衛門方詮儀仕候処、船遊ニ参候間、立網致持参、漁事仕候」とあって、船遊びに出かけた惣左衛門が、網を持参して漁を行っていたのである⁽²³⁾。この件は柳町の年寄役が箱崎浦庄屋へ詫状を出すことで決着しているが、この事例からわかるように、浦人が「漁事」を行う網代での「遊漁」は規制の対象であった。

(4) 伊崎浦と遊漁

近世博多湾内の内海漁場では、姪浜、福岡、博多、箱崎、奈多の各浦々が慣行的に入会漁を行っていた。そこで、しばしば漁場争論が発生していたことは既述の通りである。入会網漁がさかんな博多湾内の浦々のなかにあつて、これから見ていく伊崎浦は、二代藩主黒田忠之の代に下関伊崎浦の漁師が定住した新しい浦であり、⁽²⁴⁾当初は網漁の漁場を持たない釣漁のみが認められた浦であつた。⁽²⁵⁾

伊崎浦では、天保一三年（一八四二）三月に源右衛門なる人物が、以前に一族の千太が発起したが頓挫した地引網を再興したいと願ひ出た。⁽²⁶⁾この願ひ出をめぐつては、隣接する姪浜浦より、「此度源右衛門、小網ヲ以波戸鼻より後浜迄入合漁仕候テモ、網代場手狭ニ相成、当浦漁業指支大勢之漁人甚難渋仕候得共、千太網再興之儀ニ付、兎哉角可申様無御座候、前段之通波戸鼻より後浜迄入合之外、古来より御宜被為仰付置候当浦之網代場へ入込不申候様」と、姪浜浦としては網代が手狭となり漁業が差し支える懸念を示しているが、結局、波戸鼻から後浜までの入会を認めている。網代をめぐる隣接の姪浜浦との調整をへたうえて、翌四月に伊崎浦源右衛門による地引網の再興は聞き届けられた。

源右衛門による地引網の網代については、「内海入合之網代ハ元文中御証文相渡居申、尚又寛文⁽²⁷⁾十年博多・姪浜及争論候節相致才判有之通、北ハ大岳・境戸崎迄、南ハ室見川東より荒戸御山下迄ニ候」とあるように、元文五年と寛政一〇年の内海入会漁場を定めた証文に拠つて極められていることが確認できる。この事例からは、少なくとも天保期に、伊崎浦において、釣漁のほか地引網漁が許可され行われていたことがわかる。

このように伊崎浦では、釣漁だけでなく網漁についても許可を得た上で行われていた訳であるが、天保期には、藩士による漁業が新たな問題となつている。城下町福岡に接する博多湾内海漁場では、特に伊崎浦において藩士による遊漁が認められていたが、そのことが浦々の漁業に影響を与えていたのである。次の史料は、表紙に「天保十

四年卯六月 遊漁御達書控」とあり、内海漁場の遊漁に関する興味深い史料であるため、長文を厭わず引用してみよう。⁽²⁷⁾

A

大目付え

御家中ヲ初遊漁船之内長繩・立網漁事いたし候輩近年類ニ相増、数多之漁船致沖出、玄海・唐泊・西浦・野北、右浦々抱海え長繩等はへ込、漁場を争ひ毎度かさつ不法之儀も有之、漁人共及難洪候段相達候、運上銀相納漁事致候儀は、宝曆年ニも相達候通、渡世同然ニいたし候義は有之間敷儀ニ候、依之以来御家中を初、末々共ニ右体遊漁致候節、浦々漁事之妨ニ不相成様重疊可相心得候、就中土官之輩えは大沖ニ乗出候儀は心得も可有之事ニ候、若又此已後漁場等相争ひかさつ不法之次第も於有之は其名元浦人共より承届、浦方役所え申出筈ニ候、其心得可有之事

(天保一二)
丑五月

B

右之通去々丑年被相達置候処、近年又々沖出多相成、且内海ニても諸漁ニ相障候業いたし候向も有之哉ニ相聞、其上功者之旅漁人を遊漁之面々高給を以雇入、彼是漁人共別て及難洪候段相達候、近來心得方被相達置候処、間もなく猥りニ相成候段は不行届次第ニ候、依之猶又此れ度及再達候条、已後嚴重相守、浦々漁事之妨ニ不相成様重疊可相心得候、尤遊漁人之面々、巧者之旅漁人を雇入候義不可然儀ニ付、已來急度被差留候、其心得可仕候事

右之趣可被相達候

右御書付相渡

浦方請持より

C

御家中を初遊漁船近年類ニ相増候由、右ハ伊崎浦え致運上候儀ニ付、内海限之作法□候処、外海ニも乗出、立網・長繩はへ込漁場ヲ争ひ、毎度かさつ不法之儀有之、浦々漁人共難相立段追々相願候ニ付、先役より

相伺置候処、右伺之趣は御許容不被仰付、然ル処御詮儀之上別紙之通、遊漁之面々心得方御再達ニ相成候条、其旨相心得以後自然右御達ニ相背、浦々漁業之妨ニ相成向等有之候ハ、相對不及争論二名元承り置可申出候、此旨相心得候様重疊可致才判候事

魚住三郎八

六月三日

新町浦大庄屋

石橋与次兵え

新宮浦大庄屋

平四郎え

伊崎

箱崎

姪浜

玄界

唐泊

西浦

野北

右七ヶ浦え可被相達置候

便宜的にA、Cの記号を付した。まず天保一二年五月に大目付へ宛てられたAの文書(写)について見ている。ここでは、近年、長縄漁や立網漁を行う藩士が多くなっていることが指摘されている。そして、特に外海の玄界、

漁場争論からみる近世・明治前期の博多湾内海漁業

唐泊、西浦、野北各浦々の長縄漁の漁場で無礼無法な行爲が見られ、漁師が難渋している。そのことを重く見た藩当局は、今後、藩士は遊漁の際に浦々の漁業の妨げとならないように注意している。傍線部では、伊崎浦へ運上銀を納めて行かう漁は、「渡世同前」、つまり生業同様にしてはならないと明記している。このことは、裏を返せば、生業同前の漁を行う藩士が少なからずいたことの証左と言えるのではなからうか。

宝暦期の達について確認しておくと、「遊漁之儀ハ勝手次第第二候、此以後渡世向ニいたし候儀ハ急度相止可申」とある。ここでは、遊漁は思うままに行うことができるが、今後は漁を生業とすることは禁止されている。藩士の遊漁が、浦々の漁師の生業を脅かすことが厳しく規制されていると考えることができる。藩士の遊

近世後期の博多湾内海漁場では、浦々の漁師の生業を脅かす存在として、藩士の遊漁問題が顕在化している様子がうかがえる。

Bは、先に見たAの達の二年後にあたる天保一四年に出された、藩士の内海外海の漁に関する達である。ここでは傍線部に「功者之旅漁人を遊漁之面々高給を以雇入」とあることが目を引く。つまり、遊漁のため伊崎浦に運上銀を納めた者が、領外の熟練した漁師を高い給与で雇い入れているというのである。当然、遊漁の者が領外の熟練漁師を雇い入れることは禁じられた。

Cを見てみよう。これによれば、伊崎浦へ運上を納める遊漁は、内海漁場に限ったものであり、海外の浦々の網代において、立網を立てたり長縄を流すことは無礼無法なことであることが再確認されている。そして、今後これに違反して浦々の漁業の邪魔をする者がいた場合は、当事者同士で言い争わずに相手の名前を申し出るよう、内海と外海の七ヶ浦へ通達がなされている。

以上、博多湾の内海漁場における、藩士の遊漁問題をみてきた。それでは、実際にどのような藩士が遊漁を行っていたのであろうか、その実例について見ていこう。

大田良八方ヨリ網之儀御城代頭へ引合ニ相成居申候、いまた否不相聞候、然ルニ諸士遊漁ニ長繩・建網・釣漁共ニ役所ヨリ免札相渡り居申候得共、是ハ伊崎浦より先年依頼、遊漁之面々より運上銭、同浦へ受取義ニ相成、同浦ノ漁場而已ニ免しニ相成居申候、右之免札ニテ他浦ノ漁場ニテ遊漁ハ不相成事ニ候、殊ニ太田氏ハ右之免札も受居不申候へハ、旁漁ハ不相成候、此節同人より伊崎へ免札之儀相談有之旨ニ候得共、役所ヨリハ安くハ渡申間敷候、たとひ免札渡候共箱崎漁場ニテハ堅ク不相成候条、(中略)同人ニ不限遊漁之面々同浦(箱崎浦：引用者注)ニテ漁有之ハ差留可申、尤釣漁・投網等ハ別儀之事ニ候(後略)

この史料は浦役所から新宮浦大庄屋と箱崎浦庄屋へ宛てて出された文書を明治期に写したものである。⁽²⁹⁾年未詳であるが宛先の大庄屋名から判断して天保期と思われる。

冒頭の大田良八は『天保分限帳』によれば城代組に属し、七石三人扶持を給されていた小録の藩士である。大田はこのとき、未だ遊漁の免許は得ていない。

この文書からは、藩士の遊漁免許の手続きなどを知ることができる。まず藩士が遊漁する場合、遊漁者が伊崎浦へ運上銭を納め、浦役所から免札が交付される。許可される遊漁の種類には釣漁のほか、長縄や建網があった。遊漁の区域は伊崎浦の漁場に限り、他の浦々の漁場での遊漁は禁じられていた。伊崎浦の漁場とは、前出の源右衛門による地引網再興の際に明記されたように、元文五年と寛政一〇年の内海入会漁場を定めた証文に拠った漁場と考えることができる。

最後に船手の遊漁についても簡単に見ておきたい。浦方の諸事をまとめた『浦役所定・同奉行法則』に収録されている享和三年(一八〇三)一〇月八日の記事によれば、「船方ニテ遊漁いたし候者、釣漁ハ運上銀上納ニ不及、且又船手頭ハ父子共ニ運上銀相納候様御建」とある。これによれば、船手頭父子を除く船手に所属する藩士については、伊崎浦へ運上銀を納めることなく内海漁場で釣漁を行うことができた。⁽³⁰⁾

福岡藩の船手は、船手頭が支配し、中船頭・小船頭・無礼船頭・御櫓・梶取・船付・加子に至るまで、人数は八〇〇人ほど居たとされる。約一六〇艘の船を所有していた（荒戸、御米船は残島と宮浦³⁾）。博多湾内の内海漁場では、船手による釣漁も多かつたと推測される。

これまで、箱崎浦を中心に、奈多浦や姪浜浦との漁場争論、伊崎浦の遊漁問題について見てきた。近世博多湾の内海漁場では明暦から寛文期に箱崎浦と奈多浦との間で鯛をめぐる漁場争論があった。これは福岡藩領の浦々において境界や入会の争論が頻発して、その結果近世的な漁場の権利関係が確立したとみられる事と軌を一にしている。

博多湾の内海漁場を福岡、博多、箱崎、姪浜、奈多の五ヶ浦の入会とすることを確認した元文五年（一七四〇）の家老中の仰渡は、この仰渡がそれ以後の漁場争論を裁定する際の先例となっているという意味において、寛保二年（一七四二）の証文とともに、博多湾入会漁場の確立の画期と言える。

箱崎浦と姪浜浦との漁場争論に端を発し、寛政一〇年（一七九八）年に浦奉行から姪浜、博多、箱崎へ宛てられた仰渡は、姪浜浦と博多・箱崎浦との入会が確認された点で第二の画期と言える。博多湾の内海漁場では、元文期と寛政期に領主権力による浦々の入会の確認がなされることで内海の漁場秩序が形成されたとみることができる。

藩の船方が置かれた荒戸に近い伊崎浦は、二代藩主黒田忠之の代に下関伊崎浦の漁師が定住した新しい浦であり、当初は網漁の漁場を持たない釣漁のみが認められた浦であったが、天保期には地引網の再興が認められている。特に伊崎浦では藩士の遊漁が認められていたが、同じ天保期には長縄漁や立網漁を不法に行う藩士が現れており、藩士の遊漁が浦々の漁師の生業を脅かす存在となっていた。

二、明治前期の漁場争論

(1) 明治前期における内海漁場の画定

明治八年（一八七五）から翌九年にかけて明治政府によって敷かれた海面借区制は、漁業における伝統的な漁場の利用に大きな混乱をもたらすことになった。⁽³²⁾

博多湾の内海漁場をめぐることは、明治九年（一八七六）年九月に、第十四大区十六小区姪浜村漁代惣代西島平次郎ほか二名が、大三大区一小区箱崎村漁人惣代藤野貞次ほか二名との間で約定を交わしている。次の史料はその本文である。⁽³³⁾

一 当浦漁場東ハ室見川限、西ハ長トリ山、今津・姪浜境限、右地方都テ八丁除之外、沖合一統入会漁定場取結せ候上ハ、後年違乱無之漁業相守可申候事

一 残島村岳崎より当村長トリ山、今津、姪浜見通シハ、毎年十月ヨリ五月迄、建網遠慮可有之候事

一 室見川東ヨリ荒戸山下迄、姪浜、博多、箱崎入会漁業仕候事

一 向濱境戸崎ヨリ西ハ小岳下迄ハ姪浜、博多、箱崎、志賀入合漁業仕候事

第一条では姪浜浦の漁場を東は室見川、西は長トリ山までの沿岸から八丁（約八七〇メートル）までとして、その沖合は入会漁場とすること。第二条では能古島の岳崎から姪浜村長トリ山・今津・姪浜が見通せる範囲は一〇月から翌年五月まで建網漁は控えること。第三条では室見川より東側は荒戸山の下辺りまでは、姪浜・博多・箱崎の入会とする。第四条では、境戸崎から西側は小岳の下迄まで、姪浜・博多・箱崎・志賀島の入会とすることが約束されている。

この約定の第四条をうけて、翌明治一〇年五月には、姪浜村、志賀島村、箱崎村、博多津が、海面面積およそ一

表3 明治前期における博多湾内海漁場をめぐる請願

No.	時期	表題	主体	典拠
1	明治9年(1876)9月	約定書写	姪浜村、箱崎村	九大山崎文書7-13
2	明治10年(1877)5月	漁場拝借願	姪浜村	九大山崎文書7-1
3	明治10年(1877)9月30日	海面区画之義ニ付歎願	箱崎浦・姪浜浦、伊崎浦	九大山崎文書7-36
4	明治11年(1878)4月	海面拝借願ニ付約定書	伊崎浦	九大山崎文書7-18
5	明治12年(1879)2月18日	海面漁業之儀ニ付伺	須崎浦町・須崎土手町(福岡区外五町戸長)	九大山崎文書7-17
6	明治12年(1879)3月	海面漁事之儀ニ付願	箱崎浦	九大山崎文書7-12
7	明治12年(1879)8月18日	漁場之儀ニ付伺	伊崎浦	九大山崎文書7-18
8	明治13年(1880)3月13日	漁場之儀ニ付具状	須崎町(福岡区鍛冶町外五ヶ所戸長)	九大山崎文書7-17
9	明治13年(1880)4月	海面漁事之儀ニ付再願	箱崎浦	九大山崎文書7-16
10	明治14年(1881)2月	漁事之儀ニ付願	箱崎浦	九大山崎文書7-14
11	明治15年(1882)2月	結約書	福岡須崎町・土手町・裏町と箱崎浦	九大山崎文書7-19
12	明治15年(1882)3月	漁場海面之儀ニ付伺	箱崎浦	福岡市博近代分山崎文書1
13	明治15年(1882)4月4日	海面漁場之義ニ付伺	箱崎浦	九大山崎7-29
14	明治15年(1882)5月31日	海面漁事ニ付願	箱崎浦	九大山崎7-4

五六反の漁場拝借願を福岡県に提出し、「入合漁営業」のため納税することを約している。⁽³⁴⁾

内海漁場の拝借願にあたっては「漁事接近之浦々従来之区域ニ抛り互ニ熟儀仕」とあるように、博多湾内海の隣接する浦々との間で協議が行われていたが、その協議のなかで伊崎浦は、「現今網漁ハ不仕、総テ釣漁計営業之処、此度御改正ニ付テハ後來網漁致度趣」と、現在行われている釣漁だけでなく、将来的には伊崎浦において網漁を行いたいと願っている。この請願をうけた箱崎浦漁人惣代と姪浜漁人惣代は、伊崎浦と交渉をすすめたが、地引網一張だけを許可するという箱崎・姪浜の提案

は、伊崎浦には受け入れられなかった。⁽³⁵⁾

事者間での協議をさらに進めた結果、明治十一年（一八七八）四月に伊崎浦から箱崎と博多へ渡された「海面拝借願ニ付約定書」では、伊崎浦は内海の各浦沿岸より八丁を除外した沖合を釣漁の漁場とすることに決着した。但し、この約定には「細魚縄之儀ハ、各浦網漁ニ妨害無之様、漁事可致候、就テハ各浦ヨリ網繰込ニ相成候節ハ譬え細魚網ハエ込居候トモ直ニ繰揚ケ可申候」との但し書きが付けられており、釣漁だけでなく、細魚縄漁についても、他浦の網漁の妨げとならない範囲で行うことが伊崎浦に認められている。⁽³⁶⁾

伊崎浦ではこうした経過を経て、明治十二年八月に福岡県へ、旧来からの漁場（北八大岳ヨリ境戸崎、南八室見川東ヨリ荒戸御山下迄）の「漁場之儀ニ付伺」を提出した。⁽³⁷⁾

（2）福岡洲崎町の釣漁（長縄漁）をめぐる

明治十二年二月以降、洲崎浦町・須崎土手町両町を管轄する福岡区外鍛冶町外五町戸長と、箱崎村漁業人惣代との間で、釣漁が度々問題となっている。

福岡区外鍛冶町外五町戸長が福岡区々長へ提出した「海面漁業之儀ニ付伺」によれば、那珂川河口左岸に位置する須崎浦町と須崎土手町の者は、これまで免許を受けて内海漁場で釣漁を行って来たが、「箱崎浦持場箱崎浦持場石堂川須口ヨリ那珂郡境戸浦直径区画内ニ付漁業差止旨談判ニ及候」とあるところから、石堂川河口と境戸浦（境戸崎カ）を結んだ線の東側の箱崎浦漁場での漁業を今後停止する様、話し合いが持たれていることがわかる。⁽³⁸⁾そして、この翌月には、箱崎浦漁業人惣代から福岡県へ、「福博間漁場無之釣漁免許之者工長縄ノ釣漁致不申様」との請願が出された。⁽³⁹⁾

この争論は、翌明治十三年以降も展開していく。次の史料は、明治十三年三月一三日付にて福岡区外鍛冶町外五

町戸長が福岡区区长へ提出したとされる「漁場の儀ニ付具状」である⁽⁴⁰⁾。洲崎浦町・須崎土手町の者による釣漁の由緒と、彼らが置かれている現在の窮状が述べられている。

(前略)須崎町の儀ハ彼封建世襲ノトキニ当テハ、旧藩黒田氏ノ船手組ニシテ、祖先以来公務ノ暇、家業熟練之為メ、且薄録ナレハ到底一家経営ノ途ヲ難相立、旁公然漁等相差許レ、当時之ヲ号シテ御免漁ト相唱候由、然ルニ明治元戊辰ノ年ニ当リ万機御更正ニ付、旧藩主黒田氏ニ於テモ、其常職タル長崎開港場定番ノ儀解職相成リシニ、付テハ因ヨリ船手組多人ノ人数モ無用之儀ニ付、蒸氣乗艦之者ヲ除クノ外ハ十二九ハ其職ヲ解ナリ(中略)常職ヲ解ケハ其権限ナキモノトセハ、宜シク明治戊辰ノ中ニ於テスベシ、尔今十三ケ年ノ星霜ヲ経ルモ彼箱崎浦ニ於テ黙許セシナレハ、断シテ慣行持場ト云フモ決テ不可トセンヤ(後略)

これによれば、須崎町の者は旧藩時代には船手組に属し、勤めの暇に、家業である船の漕ぎ方の練達の為と、家計の足しとするために、公然と漁をすることが許可され、それを「御免漁」と呼んでいた。ところが、明治維新後、長崎警備の軍役も解かれ、船手組の多くが無用となり、蒸気船の船員以外は船手を解職された。船手の職を解かれ、「御免用」の権利を失うのであれば、解職の時に権利も失われるはずであるが、その後も箱崎浦で漁を黙認してきた訳であるから、慣行の漁場と言うことが出来ると主張している。慣行という言葉を用いて権利の主張をしている点は、明治十一年一月二〇付の福岡県布達の趣旨をふまえたものと考えられる⁽⁴¹⁾。

一九世紀初頭の絵図には須崎浦町、須崎土手町に「御かこやしき」⁽⁴²⁾が描かれており、藩の船手に属する加子が集住していたと考えることができる。全てが旧船手組の由緒を持つ者であるかは不明であるが、明治一三年当時、須崎浦町、須崎土手町には五〇名程の漁業従事者がいたとされる⁽⁴³⁾。

以上のような洲崎浦町・須崎土手町側の主張に対し、対立する箱崎浦はいかなる反論を展開したであろうか。明治一三年四月に箱崎村漁業人惣代から福岡県に提出された「海面漁事之儀ニ付再願」によれば、洲崎浦町・須崎土

手町の者が近年タコ縄やサヨリ縄の長縄を縦横に流して、箱崎浦の網代を妨害していることを指摘した上で、次のように述べている。⁽⁴⁴⁾

(前略) 福岡洲崎町外二ヶ町エハ從來浦分ノ名称無之、竿釣等ノ遊漁致セシモ、長縄等ノ漁事慣行決シテ無御座候、然ルニ旧藩船手組ニ釣漁明証在之ト御認ニ相成シハ、若ヤ最前伊崎浦ニ居住シ船札ニ対スル議務ヲナシ漁事相管候事モアリシ者ナランカト考合仕候得共、右等ハ伊崎浦ノ慣行ニシテ居所ヲ転スル上ハ人々慣行アリシモ、住所ニ慣行無之事ニ付、随テ消滅スルハ無論之義ト存候(中略)海面漁事ノ如キ慣行ハ必ス其土地ニ拠ル者ト奉存候(中略)小釣漁之外長縄漁ノ義ハ他人漁場ニテ結約モナク営業不致候様御諭達ヲ仰付、尚漁場海面区堺紊乱不致様御宰判奉願候也

洲崎浦町と須崎土手町は浦の名称がない。竿釣などの遊漁はしていたとしても、長縄漁などの慣行は決して無い。旧藩の船手組以来の御免漁は伊崎浦のものではないかと考えられるが、それは伊崎浦の慣行であり、伊崎浦から他所へ転居した人については慣行は消滅する。海面漁事の慣行は土地に付随したものである、と主張し、両町の由緒とそれを根拠とする慣行の論理を否定した。その上で、両町が結約もなく箱崎浦の漁場での小釣以外の長縄漁を行うことを禁止することを願ひ出た。

これに対する福岡県の回答は、「書面洲崎町外二町魚漁営業者ニ於テハ從來釣魚ノ慣行有之義ニ付、願之趣難及詮義事」というものであった。福岡県としては、竿釣りであっても釣漁であるという理由から、洲崎浦町と須崎土手町の釣漁(長縄漁)の慣行を認め、箱崎浦の願いを却下しているのである。⁽⁴⁵⁾

箱崎浦の漁人惣代はその後も、箱崎浦の漁場における洲崎浦町と須崎土手町の釣漁(長縄漁)の禁止を県に訴えるが、箱崎浦の再三の請願に対して県は、「福岡区洲崎町外三ヶ町人民ニ於テハ從來釣漁スルノ慣行アル海面ニ於テ釣漁営業ノ義ト心得ヘシ」(明治一五年四月一九日)と、洲崎浦町と須崎土手町の釣漁(長縄漁)を認め、「書面願

之趣福岡旧船手組共へ及説諭置候間、尚ホ双方熟議之上營業可致候事」（明治一五年六月二八日）と、説諭はするが、双方でよくよく相談した上で漁を行うよう回答した。

箱崎浦の漁場における福岡須崎町の者による長縄漁の問題が最終的にどのように解決したのかについては不明であるが、明治一五年二月頃には、福岡須崎町と箱崎浦との間で「漁業慣行ニ基キ、以降營業上双方ニ妨害為無之」の「結約書」が、五か年間の履行年限付で策定されていたようである。⁽⁴⁶⁾

おわりに

本稿では、はじめに述べた問題関心をふまえ、近世から明治前期の博多湾内海漁場の争論を出来るだけ詳しく見ていくことを目的に論を進めてきた。以下では、これまで述べてきたことをまとめておきたい。

浅海のため寒中には海底の温度が下がり、外海からの魚の回遊が少ない博多内海漁場では、日頃から小漁事が漁業の中心であり、冬場は網漁の操業を停止することもあった。こうした自然環境の博多湾では浦々の入会漁業が発達していた。

内海漁場では、明暦から寛文期に箱崎浦と奈多浦との間で鯛をめぐる漁場争論が見られたが、これは福岡藩領の他の浦々において境界や入会の争論が頻発して、その結果近世的な漁場の権利関係が確立したとみられる事と軌を一にしている。

内海漁場が福岡、博多、箱崎、姪浜、奈多の五ヶ浦の入会であることを領主権力が確認・成文化した元文五年（一七四〇）の仰渡は、これがそれ以後の内海漁場の争論を裁定する際の先例となっているという意味において、寛保二年（一七四二）の証文とともに、内海の入会漁場確立の画期と言える。福岡藩におけるこのような動向の背景に

は、元文二年に成立をみた幕府の山野河海への境論裁定規定の影響を考慮しておく必要があると思われるが、この点については本稿では指摘にとどまっている。

寛政一〇年（一七九八）年の浦奉行から姪浜、博多、箱崎へ宛てられた仰渡は、「此節古来より入相二致来候漁場之儀、重畳遂詮議」とあり、慣行を調査した上で内海漁場の入会を成文化したものであった。これによって内海漁場における姪浜浦と博多・箱崎浦との入会が画定された。

内海漁場では各浦の入会が、領主権力による確認と明文化によって画定され、先例となっていたが、伊崎浦はのような例外もあった。この浦は当初は釣漁しか認められていなかったが、天保期に地引網の再興が認められている。また、特に藩士の遊漁も公認されていたが、天保期には長縄漁や立網漁を不法に行う藩士によって内海漁場の浦々の漁師の生業が脅かされる。内海漁場では城下荒戸にあった藩の船手の者による釣漁も行われていたと考えられる。

明治八年（一八七五）から翌九年にかけて明治政府によって敷かれた海面借区制は漁業における伝統的な漁場の利用に大きな混乱をもたらしたが、博多湾内海では、漁場海面拝借願の過程で隣接する浦々との協議が進む。

こうしたなか、福岡須崎町の釣漁（長縄漁）が箱崎浦の網代に入り込むことが問題となっていた。須崎町側が旧藩以来の御免漁を根拠に箱崎浦の網代での釣漁（長縄漁）を主張するのに対して、箱崎浦は、洲崎浦町と須崎土手町の由緒とそれを根拠とする長縄漁の慣行の論理を否定した。この問題に関して福岡県が下した判断は、洲崎浦町と須崎土手町の釣漁（長縄漁）の慣行を認めるもので、これ以降当事者による相談の上、解決が模索されてゆく。

註

- (1) 「海面漁事之事ニ付願」(山崎文書七一―一二)。
- (2) 山崎家は近世後期から幕末期にかけて、箱崎浦の浦庄屋および浦大庄屋を勤めた。山崎家文書については、戦後昭和二七年に文部省庶民史料調査(調査者玉泉大梁)が山崎正典宅を調査している。このとき調査されたものは、現在、九州大学記録資料館九州文化史資料部門に所蔵されている。昭和四五年には山崎万里子氏より当時の福岡市立歴史資料館へ寄贈され、今日、福岡市博物館が所蔵している。このほか九州大学記録資料館法制史料部門にも山崎家文書伝来の史料群が所蔵されている。
- (3) 『福岡県漁業誌』(『福岡県史 近代資料編 農務誌・漁業誌』福岡県、一九八二年)。
- (4) 『箱崎浦次第書上帳』『福岡県史 近世資料編 福岡藩浦方(一)』四〇七・四〇八頁。
- (5) 山崎文書三一―二五(九州大学記録資料館九州文化史資料部門蔵)。
- (6) 『福岡県漁業誌』(『福岡県史 近代資料編 農務誌・漁業誌』福岡県、一九八二年)によれば、立網(建網)漁は、漁船一艘に網六〇反を積み、三人乗りで、日没後に出漁し、沖合あるいは海浜の水深一六・一七尋(約二五メートル)以内の海底に岩場のある場所などに網を張り、翌未明に網を手繰り揚げるものであった。
- (7) 『福岡県史 近世資料編 福岡藩浦方(一)』三九四―三九六頁。
- (8) 『福岡県史 近世資料編 福岡藩浦方(一)』三九一―三九三頁。
- (9) 福岡市博物館所蔵山崎文書六六一―二「写」。
- (10) 『福岡県史 近世資料編 福岡藩浦方(一)』二五一―二五四頁。
- (11) 高田茂廣「近世前期の浦と海運」『福岡県史 通史編福岡藩(一)』八五五頁。
- (12) 高田茂廣「近世前期の浦と海運」『福岡県史 通史編福岡藩(一)』八五〇頁。
- (13) 丹羽邦男「近世における山野川海の所有・支配と明治の変革」(『日本の社会史 第2巻 境界領域と交通』岩波書店、一九八七年)一八二・一八三頁。
- (14) たこ貝とは、縄に結んだ貝殻を鎮めて、そこに入ったタコをとる漁法のこと。

- (15) 『福岡県史 近世資料編 福岡藩浦方(一)』二八〇頁。
- (16) 『福岡県史 近世資料編 福岡藩浦方(一)』(福岡県、一九九八年)四〇二～四〇四頁。
- (17) 『文政三年統風土記御調子ニ附調子書上帳』『筑前町村書上帳』文献出版、一九九二年。
- (18) 『福岡県史 近世資料編 福岡藩浦方(一)』四九六～四九七頁。
- (19) 『福岡県漁業誌』によれば、さよりの漁法は網漁であり(表1参照)、縄漁については特に記されていないが、幕末期に内海漁場でさより縄漁が行われていたと考えておきたい。
- (20) 『福岡県史 近世資料編 福岡藩浦方(一)』三二一頁。
- (21) 『福岡県漁業誌』よれば、地引網は季節は問われないが夏至から大雪の頃まで、海浜の水深六・七尋(およそ一〇メートル)以内、平砂の海底で行われた。漁船二艘に網一条を積み、各一〇人が乗り込み昼間に出漁した。
- (22) 福岡市博物館所蔵山崎文書三九〔御建書〕。
- (23) 『福岡県史 近世資料編 福岡藩浦方(一)』三九〇・三九一頁。
- (24) 『福岡県史 近世資料編 福岡藩御用帳(一)』(福岡県、一九八八年)六二頁。
- (25) 高田茂廣「近世前期の浦と海運」『福岡県史 通史編福岡藩(一)』八四七頁。なお、『筑豊沿海志』では伊崎浦について、「旧藩中、御用浦に指定せられたるを以て、何れの浦にも出漁を許され、常に御用旗を掲げて威勢よく、他浦羨望の中心となれり」と言われている。
- (26) 山崎文書七一八(九州大学記録資料館九州文化史資料部門蔵)。福岡市博物館山崎文書三三。
- (27) 山崎文書二一七(九州大学記録資料館九州文化史資料部門蔵)。
- (28) 「浦役所定・同奉行法則二」の宝暦六年(一七五六)六月一日に「伊崎之者共、近年不漁にて渡世致難儀候、然処近来彼辺にて致遊漁候輩、末々之者ニハ間々渡世同前ニいたし候も有之と相聞へ候、末之者たり共、渡世同前ニいたし、浦人之妨ニ相成不申様可有之事二候、遊漁之儀ハ勝手次第第二候、此以後渡世向ニいたし候儀ハ急度相止可申候」とある(『福岡県史 近世資料編 福岡藩浦方(一)』一七三頁)。
- (29) 山崎文書七一三(九州大学記録資料館九州文化史資料部門蔵)。
- (30) 『福岡県史 近世資料編 福岡藩浦方(一)』二四三頁。

漁場争論からみる近世・明治前期の博多湾内海漁業

- (31) 伊東尾四郎「福岡藩の船手」『筑紫史談』四五、筑紫史談会、一九二八年。
- (32) 丹羽邦男「近世における山野川海の所有・支配と明治の変革」(『日本の社会史 第2巻 境界領域と交通』)二〇六・二〇七頁。
- (33) 山崎文書七一一三(九州大学記録資料館九州文化史資料部門蔵)。
- (34) 山崎文書七一一(九州大学記録資料館九州文化史資料部門蔵)。
- (35) 山崎文書七一一三六(九州大学記録資料館九州文化史資料部門蔵)。
- (36) 山崎文書七一一八(九州大学記録資料館九州文化史資料部門蔵)。
- (37) 山崎文書七一一八(九州大学記録資料館九州文化史資料部門蔵)。
- (38) 山崎文書七一一七(九州大学記録資料館九州文化史資料部門蔵)。
- (39) 山崎文書七一一二(九州大学記録資料館九州文化史資料部門蔵)。
- (40) 山崎文書七一一七(九州大学記録資料館九州文化史資料部門蔵)。
- (41) たとえば、明治二二年二月の福岡区外鍛冶町外五町戸長から福岡区区长への伺(山崎文書七一一七)のなかに「海面漁業ノ議ニ付本縣明治十一年十二月廿日付御達之旨モ有之從來慣習ニ拠リハ地方八町以内ハ浦々毎年受持ト相立候」とあり、従來の慣習や、慣行に沿つて漁場の権利が認められることがわかる。
- (42) 宮崎克則編『古地図の中の福岡・博多』海鳥社、二〇〇五年。
- (43) 山崎文書七一一七(九州大学記録資料館九州文化史資料部門蔵)。
- (44) 山崎文書七一一六(九州大学記録資料館九州文化史資料部門蔵)。
- (45) たとえば、明治二四年二月の箱崎浦漁人惣代から糟屋郡宗像郡々長宛の「漁事之儀ニ付願」に対する同郡長の回答に「書面長繩ト釣漁トハ税則ニ指異アリト雖トモ、其生質ニ於テハ釣漁ノ部分ニ有之旨、其筋取調回答有之候ニ付、願意難採用候事」とあるところから、長繩漁はその性質からは釣漁に分類されるとしている。
- (46) 山崎文書七一一九(九州大学記録資料館九州文化史資料部門蔵)。